

登
録

BULLETIN
DE LA

版
元
九
十
八

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

第拾貳號

明治二十二年四月二十三日發兌

大日本監獄協會

(通信省認可)

明治廿一年十一月二日版權登錄
明治廿二年三月二十二日印刷
明治廿二年三月二十三日出版

發行兼編輯者

東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地
佐野 尙

印刷人

東京淺草區並木町二十二番地寄留
寺井 宗平

發行所

東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地
大日本監獄協會假事務所

調查委員	正員	武田英一
庶務補佐員	正員	小林益三郎
庶務補佐員	正員	飯島美敬
出版主任	正員	寺井宗平

(東京監獄協會發行)

大日本監獄協會雜誌第拾貳號

明治二十二年四月二十三日

官報

●內務省訓令第七號

自明治二十二年三月一日
至明治二十二年三月三十一日

明治二十二年年度經常歲出豫算別冊ノ通相定ム

但別冊ハ別ニ願付ス

明治二十二年三月九日

內務大臣 伯耆松方正義

●大教令 西國府ハ本年一月二十三日大教令ヲ發シ總テ出版ニ關スル犯罪國事犯及千八百八十六年馬德里ノ暴舉ニ干與シタル者ヲ赦免セリ(本年二月二日綴育スグーツ、ツアイツンク)
●既決囚延人員及一日平均數 警視廳監獄本分署ニ係ル去ル十五年ヨリ二十一年ニ至ル毎年既決囚ノ延人員及一日平均數ヲ調査スルニ左ノ如シ

監獄本署

市ヶ谷分署

石川島分署

十五年延平均

七七、四九五
二二、二〇三

四〇五、七二〇
一、一一、一五六

七二〇、〇六七
一、九四五、三八
一、一九三、二八二
三、二六九、二六六

警視廳
府縣
集治監
假留監



第拾貳號目次

丁數

官報	一
講義	三
○日本治罪法講義	三
○佛國刑事項氏連附流刑	九
○作業の如何なる種類に	一三
○囚徒の使役すべき事	一七
○米國神學派法學博士	二七
○日本獄事概況	二七
寄書	三一
○放免囚の再犯豫防	三一
○囚徒経路比較表	三三
通信	三五
本會記事	三五
數件	五一

大日本監獄協會規則	一
第一條 本會ハ大日本監獄協會ヲ稱ス	一
第二條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及監獄關係事業ノ改進ヲ圖スルニ在リ	二
第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ	二
一 不具少年感化事業ヲ獎勵スル事	二
二 出獄人ノ救済及教育ニ關スル事業	二
三 監獄ノ改良及質問ニ答フル事	二
四 監獄ニ關スル翻譯ニ著述スル事	二
五 監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事	二
六 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
七 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
八 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
九 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
十 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
十一 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
十二 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
十三 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
十四 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
十五 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
十六 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
十七 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
十八 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
十九 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
二十 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
二十一 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
二十二 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
二十三 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
二十四 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
二十五 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
二十六 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
二十七 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
二十八 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
二十九 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
三十 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
三十一 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
三十二 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
三十三 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
三十四 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
三十五 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
三十六 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
三十七 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
三十八 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
三十九 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
四十 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
四十一 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
四十二 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
四十三 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
四十四 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
四十五 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
四十六 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
四十七 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
四十八 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
四十九 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二
五十 監獄ニ關スル通信ヲ往復スル事	二

特別委員	一
第七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第九條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第十條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第十一條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第十二條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第十三條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第十四條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第十五條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第十六條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第十七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第十八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第十九條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第二十條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第二十一條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第二十二條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第二十三條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第二十四條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第二十五條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第二十六條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第二十七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第二十八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第二十九條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第三十條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第三十一條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第三十二條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第三十三條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第三十四條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第三十五條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第三十六條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第三十七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第三十八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第三十九條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第四十條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第四十一條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第四十二條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第四十三條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第四十四條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第四十五條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第四十六條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第四十七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第四十八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第四十九條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一
第五十條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方	一

講 義

十六年延平均	一〇一、八三八	四四二、三九九	七六六、三八〇	一、三一〇、六一七
十七年延平均	二七九、〇〇〇	一、二二二、〇〇五	二、〇九九、六六七	三、五九〇、七三三
十八年延平均	八一、五七二	五〇五、四六二	七三九、〇六一	一、三二六、〇九五
十九年延平均	二二三、〇四八	一、三八四、八二二	二、〇二四、八二二	一、三六三、〇三三
二十年延平均	六九、四〇〇	五八五、〇四〇	七九〇、三五〇	一、四四四、三九〇
廿一年延平均	一九〇、〇一三	一、六〇二、八四四	二、一六五、三四四	三、九五七、二三三
廿二年延平均	四六、八五九	六六五、二一四	八二〇、〇四四	一、五一六、一三三
廿三年延平均	二二八、三八八	一、八二二、四九九	二、〇二〇、八六六	四、一五三、七三三
廿四年延平均	二二、九七二	四六一、四九二	七〇八、九六七	一、一九四、四三三
廿五年延平均	六五、六六七	一、二六四、三六六	一九四、四三三	三、二七二、四一四
廿六年延平均	二二、五五三	四九六、四八三	七一九、三五九	一、二二九、三九五
廿七年延平均	六四、五五二	一、三六〇、二二二	一九七、〇八四	三、三九五、六〇〇
廿八年延平均	四二四、六九〇	三、五六一、八〇六	九、二二四、七二〇	九、二二四、七二四
廿九年延平均	一六六、二二二	一、三九四、〇〇五	二、〇五〇、二八八	三、六一〇、四四五

●監獄會議 大分縣ニ於テハ本月七日ヨリ各監獄上席書記看守長ヲ第二部監獄課ニ召集シ本年第一期獄事會議ヲ開キ放免囚徒下付金ノ取扱、接見差入ノ件、看守押丁調授方法其他獄事ノ必要ノ數件ヲ議シ同八日終了閉會セリ

●監獄建築委員 兵庫縣ニ於テハ來ル二十二年度ヨリ三箇年間繼續テ以テ神戸監獄ヲ建築スルニ付キ典獄下見重慎、屬佐藤文兵衛、武間謙、中川文吉、河合澄江ニ其建築委員ヲ命セリ

○日本治罪法講義 (第拾壹號の續き)

正員

井 本 常 治 東京

公訴權消滅の第二の原因は告訴を得て受理すべき事件に付き被害者の棄權又は私和此れなり元來公訴なるものは告訴告發等の爲めに起るものにあらすして社會の公權に基くものたるを以て一私人の意見勢力等を以て左右し得べきものにあらす然れとも前會に於て述べたる如く此れには數多の例外あるものなり即ち刑法第三百二十六條以下脅迫の罪第三百四十一條以下署取誘拐の罪第三百四十六條以下強姦姦淫の罪第三百五十三條有夫姦の罪第三百五十八條以下誹毀の罪第四百二十三條牛馬外の家畜を殺すの罪第四百二十六條罵詈訾弄の罪以上は刑法の原則より云へは例外たるものにして被害者の告訴を俟て初めて公訴權發生すへきものなり固より此等の所爲ある場合に於ては刑法上犯罪の事實なりとして認むべきものにして犯罪は此れありたるに相違あらされ共唯公訴權を生ずるにつき一の原素を加へ此の原素の發生を俟て公訴權を活動せしむべきものとせり其原素とは即ち被害者の告訴を云ふなり而して右に數へたる犯罪に於ては告訴は公訴權實行の一原素たるを以て被害者の棄權又は私和により告訴

の取消を申出たるときは公訴権は當然消滅すべきものとす

茲に又一の疑問あり即ち棄權又は私和は共犯人に及ぶべきものなりや否やの問
題此れなり此問題は公訴消滅の第一原因なる死去の場合に於て共犯人に及ぶ
べきや否やを説明したると同一の理を以て説明し得へし即ち公訴なるものは必
しも共犯人凡てに向てにあらざれば提起し能はざるべき性質のものにあらずとの
決定此れなり故に棄權私和の如きも亦共犯人中の一人と此れをなし他の一人に
對しては告訴をなして以て公訴権を發生せしむるふとを得へし

有夫妻の場合に於ては本夫たるの資格肝要なるを以て己に姦婦を離別したるど
きには告訴をなして公訴権の發生を求むるを得ず然れ共己に告訴をなせし後離
別をなすとも其離別の故を以て公訴権の發生を妨くるものにあらず此れ其告訴
をなせしものとは本夫たる資格を以てなせしものにて一旦公訴權成立したる以
上は無謂消滅すべきものにあらざるを以てなり

一旦告訴をなし裁判未だ確定せざる以前に於て告訴者の死去したるときは如何
此の場合は毫も疑なきか如しと雖又一方より云へば若し其告訴者にして裁判確

定するまで生存せしなりせば棄權若くは私和をなし以て公訴権を消滅せしむる
に至りたるならんも未だ知る可らず然るを不幸被害者の死去を以て其公訴は動
かす可らざるに至らしむるも稍々詰なるに似たり茲を以て間々滅びを生ずるも
の此れなきにあらず然れ共此れ畢章妄想たるに過ぎず何となれば彼れ告訴者に
して生存せば何を以て此れを棄權すへしと推測し得へきや彼れは已に決心して
此れを告訴したり若し幸にして生存せば其初志を貫き告訴を維持し以て其目的
を達せんと計るへきとにて推測し得へし何そ其初志に反戻して告訴を願下くる
と云ふか如き變例の推測を用ゆるを得んや此れを以て告訴者か裁判確定以前に
死去したる場合は毫も公訴権の消長に關係する所あらざるを知るへし

公訴權消滅の第三原因として本條に定めたるは即ち確定裁判にして前會に於て
己に講述したる處なり其第四は犯罪後頒布したる法律に因り其刑の廢止此れな
り元來普通刑法上に於て數へたる犯罪は大抵定まりたるものにて屢々變改せら
るへき種類のものにあらす廢止改正等の實例は特別法に於て最も多く見る處な
り新聞條例出版條例等の如き或は又酒造稅所得稅等に對する附條の如き各時勢

に隨ひ樞要に應じて設定せらるゝものたるを以て隨て其廢止改正等も此れあるを免れざるなり犯罪以前に於て法律の廢止せられたる場合は無論犯罪者にあらざるを以て云ふの要なし己に犯罪の當時は一の法律の支配中にありて公訴を受けざる可らざるものにありても此れを廢止せられたる後に於ては毫も其法律に對し責任を負ふ處あらざるなり

頒布とは布告と云ふも同一の意味にして法律を制定したる後一般に公告する方法を尽したるものを云ふ己に一の法律を制定し且各地到達の日數を定め此れを公けにしたるときは其到達期日に達すれば頒布せられたりと云ふべきものにして己に頒布せられたる上は一般人民の周知したりと推測するを得べく從て實施せらるゝに至るものなり

第五の原因は大赦あり倘は諸君に傳ゆるには最も好便耳と有するものにして諸君も亦余の説述を俟たす己に了解せられたるものあるを信するなり

昔し東洋の天地に行はれたる大赦は即位改元立皇后太子等其他の吉瑞又は天變の際に於て行はれたるものにして其方法は兎も角其精神は決して今日の大赦と

同一の源泉に出たるものにあらざるなり

夫れ當時の所云大赦あるものは遺却主義に基くものなり遺却とは社會に於て罪跡を遺忘するの義なり故に多く國事犯に限りて行はるゝものなり見るへし明治二十二年二月十一日の大赦令を蓋し明治十二三年の頃より政治上の意見政府の施政の主義と相合はすして幾多勇憤の氣慨を以て身の法律の罪人となるを願みす我意を貫徹せんと企てたるもの少なからず累々獄に投して幾百の志士監獄の群囚と雜居し居たり然るに政府の政策順次整頓し來り今は稍くにして彼等か猛り求めたる地位を政府自ら組織するに至れり茲に至て十餘年の行路を省みれば此間に挫折したる人の心事は寧ろ憐むべきものなきにあらす即ち輿論一變し彼等か身を顧みずして求爲したる政治上の組織今日の上下に採用せらるゝふとなれり此の如くなるときは彼等已往の所作は犯罪として惡むべき程のものにあらず即ち其罪跡は社會に遺忘せらるゝに至れり

此れ蓋し大赦の依て基く處なり我二月十一日の大赦は敢て悉く此の主義のみを以て行はれたりと云ふにあらされ共大赦の主義は即ち此の如きの理由に基ける

ものなることを詳かにせん爲め余は殊更らに二月十一日を引証するに至りたるものなり而して該件も亦政治上の犯罪に限り此れを行はれたるを以てすれば凡そ其精神の存する處は推想するに足るへし

大赦は人に就て赦免を行はるゝものにあらすして罪の事實に就き行はるゝものなるか故已に大赦令の項目中に存するものは何人にも其罪を免るべきものなり而して其大赦を得たるものは犯罪の事實消滅したるものなるを以て曾て犯罪者たりし待遇を受くるものにあらす故に大赦に依りて罪を消滅せられたるものにして犯罪をなすも再犯として罰するよきを得ざるものなり此の如く己に犯罪の事實を遺忘したりとなすの主義より出るものなるを以て公判の前後に關らず當然罪跡消滅すべきものにて公訴權實行前のものは此れを起すを得ず實行中のものは又消滅せざる可らざるものなり

憲法に従へば大赦を與ふるの權は天皇陛下の握持し給ふ所なり我二月十一日の大赦令の如きも即ち勅裁に出たり本法第四百七十七條以下に至れば特赦のよきを定めあり此の特赦は大に大赦と異なるものにて個は人に就き殊更らに赦免を

行はせらるゝものたるか故罪其物は依然として存し唯刑を免せらるるに過ぎざるものたるを知らせざる可らず故に赦狀中殊に記載したるにあらざれば復權を得ず又再犯等の場合に於ては特赦の爲めに己に刑を免れたるも雖先罪を一犯罪として數もへきものなり蓋し特赦のものたる全く恩惠主義より出るものなり以て彼此相異なるの点を案すへし本會は先づ此れにて止め次回は期滿免除のよきより講述すへし

縦 譯

○佛國刑事殖民地附流刑(第十一號の續き)

佛國 シンヤクハド、ボアシヨスレン氏述

正員 武田 英一 譯 東京

八年未滿の徒刑に處せられたるものは刑期滿限の後尙ほ其刑期に同じき年限の間此殖民地に留るものとし八年以上の徒刑に處せられたるものに至りては終身其地を去るを得ざるものとす

赦免四は政府より特別の許可あるときは殖民地を去るを得へしと雖ども猶ほ決して内地に復歸するものとを得ず

「ヌーヴル、カレドニー」を以て遷移四を送致するの地と定めたるは千八百六十三年九月三日の勅令に依るものなり此勅令後始めて遷移せられたる囚徒は千八百六十四年一月二日を以て「トローロン」を發し五月九日を以て「ヌーメヤ」に到着せり是に至り囚徒行狀の良否に従ひ之を分て四種となし其分類に應じて各困難なる公益事業に服せしめ或は官設の工場に於て之を使役し或は民間の開墾者に雇使せらるゝを許したり而して刑期満限の後には政府より食料及び器具の給與を受けて自ら開墾の業を営むを得るものとせり

佛國に於て最も久しく存留したる「パニーニ」は「トローロン」の徒刑場にして其全く廢せられたるは千八百七十三年に在り

流刑○政事上の罪犯を流刑に處するの法は千七百九十三年六月七日國約議會の命令を以て始めて規定したるものにして其後共和第四年霜月の刑法及び千八百十年の刑法中に之を掲載せり當時ギアリーヌを以て遷移の地と定めたりしか時

恰も第一帝國の戰爭に際し内地と殖民地との交通全く斷絶せしか故に流刑四は總て内地に留めて無期禁獄の刑に服せしめたり其後ち平和の世と爲りしも尙ほ舊習を襲ひ千八百十七年四月二日の勅令に依り「セン、ミッシェル」山の監獄を以て流刑四の監禁場と爲せり其後千八百三十二年刑法の改正に因り竟に禁獄を以て流刑に代へ千八百三十五年一月二十二日及び二月一日の勅令に依り「ドールラン」の獄特を以て其監禁場と爲せしが千八百五十年六月八日に至り法律を以て再び殖民地に流刑四を送致するの法を定め流刑に二種の別を設けたり一は輕流刑にして一は重流刑なり第一の罪人は自在に殖民地中に放置するものにして第二種の罪人は其身監禁せられざるも監視容易なる一定の場所に留まらざるを得ざるものとせり此法律の明文には「ヌーカヒグ」輕流刑及び「ワイタヒ」重流刑の島嶼を以て流刑四を送致する地と定めたりと雖とも實際其刑を執行したるは僅に三名の罪人に止まれり而して此罪人亦其後ちに至り退放に減刑せられたり他の流刑四は悉く「アルジュエー」に送致し更にギアリーヌに轉送せられ或は赦免せられたり千八百五十一年十二月八日の勅令は高等警察の監視に屬すへき者及び脱獄或は

(八六五)

大日本監獄協會誌第貳拾號

秘密會を以て罰せられたるものシ「カイヤンヌ」或は「アルジョー」に送致するを許せり彼の千八百五十八年二月廿七日の法律は保安令と稱し遷移四の内地に潜入せん者及び本法律に掲載したる犯罪の證據ある者に對して勅令を推擴せるものなり然れども此保安令は千八百七十年に廢止せられたり

千八百七十一年巴里人民の蜂起ありしより再び政事上の刑として流刑を適用し千八百七十二年三月廿三日の法律を以て「ヌーヴル、カレドニー」の三地方を指し之を流刑の地と定めたり即ち「ヌーメヤ」を距る四「キロメートル」なる半島「ニコース」は重流刑「ペン島」及び「マレー」嶼「ロアヤルチ」島は輕流刑の罪人を送致するものと爲せり

千八百七十二年十月八日、十二日、十七日、十九日の諸省令は流刑の事柄を規定するものなり罪四は總て陸軍刑法に従ひ且つ千八百五十四年五月卅一日の法律に列舉せる權利を禁停止せらるゝものとす唯政府は其禁停止を解除するを得へし罪四の親族は同じく島地に往くを得へく貧困なる婦人及び兒童は政府より之か救助を與ふるものとす

大日本監獄協會誌第貳拾號

(九六五)

輕流刑に處せられたる罪人嶋地に到着するときは乃ち若干の土地を受くるものとす然れども此土地免許の故を以て工業に従事し又一個人民間の開墾者又は他の遷移四の爲めに就業するの權を妨けらるゝことなし此土地最初に假免許を爲し五年を経過するに置いて本免許を爲すものとす子なき寡婦は許可の上此土地の相續を爲すを得へし

千八百七十二年五月三十一日公けの行政に關する大統領の命令は重流刑に處せられたる罪人の取締法及び監視法を規定するものなり殖民地の知事は流刑場外圍の内に於て土地の假免許を與へ罪四をして其耕耘に従事せしむるを得

(完)

○作業の如何なる種類に囚徒を使役すべき乎(第六號の續き)

譯者曰くヒル氏の論文中既に譯載せしものゝ外尙ほ左の一頁は一讀の價值あるものと信するを以て茲に摘譯す

英人 フレデリック・ヒル氏述

正員 久野 三吉 譯 東京

余が從來毫も錯擾さるゝことなく確乎と決斷せし所の持説は屢々反復する短期拘禁刑の煩冗なる處置を廢棄し之れに代ふるに善良なる習慣を養成し及び藝業の或る種類を教授し得へき時限を有する刑期を以てするに於ては我が國の監獄をして自ら支持せしむるを得へしとの説是なり而して余は彼のドクトル、ムニア氏か印度に於て十五年間の經驗の後余と同説を主張することを知るは余の頗る満足する處なり

四人の多くは常に教育上知識上の事のみならず精神上及び身体上の事に於ても普通の人民より劣れりとのことは眞なりと雖も一方より之れを言へば彼の輩の大半は作業の爲めに尤も適する年齢なりとす又完眞なる管理の下に在ては若分房隔離法の生産勞動に對し大障害を與ふるゝとは決して疑はざる處なり且つや余は適當に節制したる時限間該法を用ふるゝときを除くの外は右の生産勞動に對する障害の他に仍ほ之を非難するの意見を有する者なり然りと雖も隔離法と

以てするも尙は有力なる管理の下に在ては生産勞動の大利を収むるゝとを得其は既に記載せしグラスゴーに於ける囚徒か此の法に依て管理さるゝも監獄の總費用を償ふの事實に照して明かなり

監獄をして自支の場所たらしめんとするの要件は其れをして自支たらしむるの緊要を深く感得せしめ而して藝業勞動を指揮するに必要な才能を有せし人物を擧げて監獄管理官に任するに在り此能力は小監獄を除くの外製造又は新作に付ての實地の智識を必要とするにあらず然れども監獄管理の此課藝業勞動のみならず其他總ての課に就きて必要な處の人物を指揮する管理上の才力及び權力を必要とするなり如此人にして既に該官職に任せらるゝゝ多きは余の知る所なりと雖も毫も其れ等の要件を有せざるか又は甚た僅かの度に於て之を有する處の人にして此緊要且つ貴重すゝき官職に任せらるゝゝも亦少きにあらざるは甚た嘆すゝきととなり

監獄の作業を生産上のものと爲すゝとよりして生ずる處の利益はスコットランドに於て余の實見せし如く未決囚か怠惰にして爲すゝともなく其時限を消す

(二七五)

大日本監獄協會誌第貳拾貳號

るに換へて労働の欲望を起すまゝと是れなり
 今日と雖も罪人の場合に於ては被告者への賠償を法律の一要件と爲さるるを以て屢々其賠償を爲さしめんとするは出来ざるへし蓋し該賠償は其れに必要なる物(金錢)を多く贏け得たる處の囚徒の有惠なる影響に属すればなり然れども余の報告書を繕けは斯かる種類の實例を散見すへし特に余は第七同報告書に於て百二十五圓の証書を偽造したるアベルデーン(スコットランド)の地名監獄にある一鍛冶工か自分の労働に依りて自己か欺きたりし人に對し其總金錢を償ひしとを載せたり
 右被害者に賠償したるの一事は以て能く改心上其他の諸功績を推知するに足るへきものなり何となれば右の事實は道德改良の尤も確乎たる一証跡なるまゝと信して疑さる所なればなり
 今余の論文の此節を結ばんには使徒ポール(有名なる耶蘇教師の語を以てするより善きはなし其言に曰く盜者をして最早盜むまゝとなからしめ且つ彼をして其要する處のものを自力を以て贏け得へき爲めに労働せしめよ

初て第三項即ち愉快の思想を以て作業に結合せしむるまゝに付ては怠惰と定まりたる作業を嫌惡するまゝとは罪惡の一大原因たるを同思せば蓋し思ひ半はに過ぎん其死期に至るまで多年間グラスゴー監獄の典獄なりしブレブナー氏は労働と快樂の思想とを結合するの要なるまゝに關して常に公言して曰く凡そ囚徒は其作業を愉快とするに至る迄は其改心に望みなしと

○米國神學兼法學博士ワインス氏の傳 (第拾號の續き)

瑞西大博士

ギユイヨーム氏著述

正員

佐野

尙重譯

東京

茲にワインス氏は數多反對者の攻撃辯駁の衝鋒に當り辛くして希望を達し得たる此會議は氏の一方ならざる奔走に依りて少しも遲延するとあるなく開會する事とはなりぬ固より此會議には多數の來會者あるにはあらじと雖も反對論者の彼此非難にも係はらず來集し人々なれば其熱心の程を知られければ故を以て會議の形況は數百の人を會し數千の人を集へて唯其外面のみを裝飾したる會議と

大日本監獄協會誌第貳拾貳號

(三七五)

は雲泥の差にて議員の發する一言一語は何れも皆理論と實際とを兼ねたるものにあらざるはなく其結果遂に左の四点を決するに至りたり乃ち

(一) 監獄の改良に屬する要點に付ては四十回の經驗を爲したる後其最終の結果を採用して方針を定むる事

(二) 監獄學の基礎たる要點を三十七回の討議に附する事

(三) 國立監獄協會を設置する事

(四) 萬國監獄會議を開らくの機會を失はすして他日速に其計畫を爲すへき事

なりし而して此會議の結果は漸く世の司獄者流の注意を喚起にや足りたりけん至りて其疎忽を謝するものもありしを笑止し後幾許ならずしてニューヨーク府にも一の新たな監獄協會を開設られたるをもて有名なるホラシヨ、サイモール氏を其會長にワインス氏を書記に撰擧したりき然れどもワインス氏は此職にあると久からずして他の新設したる監獄協會に尽力せんか爲め之を辭し遂に氏の世を畢はる迄此新設の協會に在られしと云へり

又此會議の時に於て某議員は會議に質すに萬國會議は如何なる基礎に依りて組織するを要するかの旨を以てしたり蓋し基礎とは尙は如何なる性質の人々と云ふか如きの意なり依りてワインス氏は直ちに此間に答ふる様余は此間に應ずるに二元素を以て組織したらんには尤も完全なる結果を顯はし得へしと信するなり此二種の元素と稱ふるは則官民一致の集合と云ふの意味にして其二は政府の官吏を以て其委員に充て其一是民間に在りて監獄學又は法律學に明なる人を撰擧して列席せしむるの謂にして此二種の元素は決して欠く可らざるものとす其故如何にとなれば眞正の監獄改良を計り其の目的を達せんとするに非ざるも政府の協力同心を得て民間の志士と共に其改良を計るにあらねば愉快なる改良の彼岸に到達するまゝと能はねばなりとぞ答へられける

然れば其後合衆國に於て開きたりし監獄會議の時に於きて再び前文の議を提出して遂に合衆國政府より萬國會議に出席せしむる政府の代理委員長の權限を定むるとよるの公文を同國司獄官の間に布告せらるゝに至りたるは實にワインス氏の説くどよるの容られたるものにして此功の歸すへきものは氏に在るを以て

時の大統領グラント氏は此名譽あり且有益なる職權を以てワインス氏に轉讓せられたるは其氏の面目と云ふへけれワインス氏は深く大統領の厚意を喜び、年の希望を達する此時を捨て、他に良辰なきを覺り斯道の爲に障を得て蜀を望むの心は愈増に増りて遂に左の如き手段を施されたり則ち氏は大統領に乞ひて在米各國公使に宛てたる書簡を得他の委員と共に各公使館に音問て面會を乞ひて監獄會議の目的を説明して其贊助を乞ひたり是に於て各國公使も其利益あるを認め且は氏の熱心を感したるにや特に丁寧なる待遇を以て氏の一行に接し各公使よりは自國政府に宛て其目的を陳述したる書簡をワインス氏に托したり是に於て氏の一行は歐洲に向ひて出帆し四月の久きを経て遂に英國には着たり是實に一千八百七十一年の七月の事なりとす是より氏の一行は大陸の各國政府に至りて公使よりの書簡を傳へ其利益ある旨を續々陳述に及びたりしかば各國政府は大に此舉を賛成して特別委員を派遣し一千八百七十二年の七月三日を期して英京倫敦に第一萬國監獄會議を開きたり

該會の結果は實に完全なるものにてありき何をもて完全なりとは云ふや理論と

實際を兼ねたればなり宜なる哉監獄の改良を行ひ監獄の學を説くもの言を此會議の結果に藉るや今日の監獄の進歩は此會議の賜多きに居ると云ふも何條不可あるへきや而して此會議の開期を定めたるどきに歐洲諸國は競ひて來會したりしにハートガル國のみは如何なる故にや來會せざりし

又氏の英國に滞在せらるゝ間に中央會議委員てふものを設け専ら監獄の事業に關する調査をなす事を以て該委員に委ねたり特に此委員會に於きて鴻益ありとするとするは英國の貴紳カルナルボン公の會長として管理せらるゝ社會學協會と聲援を通して共に其及ぼさるゝとを相贊助するの利益あるのみならず之を一方にしてはグラットストン公、カンタルビライ、マンニンクの二大僧正、ジョン、ペヤングトン公當時ハントンの貴紳として世人の尊崇を受らるゝ人、シャル、アトルライ公今日のノルトン男爵は則此人なり(ウッテル、グロフトン氏、ニトモンド、シヤカー、中將及びハルウィク、バックエル氏、マリ、カルバンテ、婦人其他同國に名ある學者博士等は勿論貴族等に向ひて斯道の事に就きて充分なる協議をなすを得るの幸樂を得たるは氏の力與りて大なるものと云ふなりと云へり

且倫敦會議の時に於て氏は萬國監獄會議の勢力を擴張して世界萬國をして監獄改良の澤に浴せしめんか爲め又之に就きて其事業の準備を爲さんか爲め若し各國政府より派遣しある全權公使の紹介を請ひて自他の交通を開らき互に其間の調和を図りて各國委員會を組立て廣き通信を行はんとするの主旨を建議したるに人望ある氏のよきなるか上に其主旨の善良なるは彼此抵難すべきもの起らずに着手し日ならずして之を成就し遂に各國に公布するよきとはなりたり今其全文を掲ぐるの要なきをもて暫く其主要の点を載す見る人其一斑を見て全豹を知りかねし乃ち諸國政府自らに於て行ふと云ふの監獄改良の事實と理論と主者なり然して此倫敦會議に參集したる委員は實に夥しき數にして無慮四百余名に達したりとなん而して其中の百名は各國政府の代理人として派遣せられたるもの及び美國殖民地の代理人にして他は皆諸國の監獄事業に熱心なる又は關係

ある學者紳士なりと云ふ

諸國より參集したる各政府の代理人又は學者紳士か此會議の鴻益あるよきと認められたればにや又萬國監獄委員會を置くよきの必要あるを氏の建議に依りて感したるにや遂に其次會を適當なる時機を擇み適當なる地を卜して開くべき旨の決議を爲し又氏に托するに萬國監獄委員會長の職を以てしたりき蓋し倫敦の會議は先きに米の費府に開きたるか如き一小部の會議にあらず氏の故國たる米國は申すに及ばず實に歐羅巴大陸の諸文明國を糾合したるものにして此等文明諸國より派遣したる人々にしあれば固より碩學にして大知識を有し且は經驗あるの輩にして何れも皆一方の老政治家長碩學として旗幟を樹つるの輩にあらざるよきと然るにワインス氏は此等諸人の間に卓越して獨り委員長の職を享受する所以のもの此會議は全く氏の力に成るの功勢あるに依ると云ふと雖も亦以て其學識經驗の長けたると瞻望あるとの致す所に依らすんはあらざるなり

氏の委員長に擇はれたるより以來は専ら其職に副はんよき希望せられ次會の準備一方ならさりし然ればにや其時機漸く到來し倫敦會議を去るよきと茲に六年

地を瑞典の首都斯德哥爾ムにトして開會するものと、はなりぬ蓋し此會議は先の倫頓會議に比すれば其規模一層宏大にして其開會の報得て來集したる諸國は二十ヶ國委員の數は無慮三百余名に達したり又開會の通知を爲したる國々は東は日本より新セーラント及び奧斯土羅利に至り西はサントウイン島より那威に至り北はチャッパ島に達し南は喜望峯にまで及びたるを見れば殆ど全世界に普ねしど云ふも決して過言にあらざるなり而して其開會の時日は千八百七十八年八月二十日に始まり同月廿六日に至るまで全一週日を以て閉會を告げたり蓋し斯くの如く速に閉會したる理由を探るに全く氏及び其他の委員諸氏の準備其宜しきを得たるに歸せずんばあらざるなり而して其收功如何を倫頓會議に比較すれば其差も亦數算の上に位するもの多きを見るなり故に此會議は力を勞するものと雖く確立せしを以て萬國政府の信用益々固く同盟諸國は競ふて巨多の金額を投して其成功を賛けたりとなん云へり今ワインス氏か該會議に於て演説したる一斑を舉ぐれば左の如し

萬國監獄會議を開くべき萌芽は蓋し一朝一夕の事にあらす今を距るものと殆ど十年以前の曉に米國に生れたり然るに社會の風潮未だ之を振育するに足らざりしにや其生長甚た幼稚にありき又痛者に罹りたる屬なりと然れども何時迄幼稚にて果つべき又痛苦も遂ゆへき時なかるべきやは故に六年前に於て漸く其成育の時をふそ倫頓に遂げたりけれ然れども今日の如き壯年なる域には至らざりしよと明なり故に今日の會議程盛大なる勢力を得たるもの今日より以前にあらざりしよとは知らるゝとあるなり又委員諸氏の此くまでに熱心努力して此事業に大進歩を與へられたるのみならず此くまで速に陳了せられたるもの此迄にあるよとなきは知らるゝとあるなり惟ふに諸君の忠實なる精神を以て此重大なる事業を行はんとせらるゝよとは固より全世界諸國をして漸を以て此の會議に加盟せしめんとするの目的に外ならざるよとにそある故に開明に赴くの勢力を藉り人智の進歩に伴ひて高尚なる武器即ち忠實を以て之か戦闘を試みなは如何なる驍敵如何なる惡漢と雖も屈服せざるよとやあるへき故に如何なる事物と雖も成就せざるものなきは僕の誓ひて信するよとあるな

り云々

氏の始めて監獄事業に身を委ねられたるより其終没に至る迄其間實に十歳あまり六を加へたり氏は此の間に於て大著述を爲したり乃ち監獄關係の報告書及び論說等を蒐集したるもの五百ページ又は七百ページに及び之を合すれば殆んる意見等の書籍殆ど四十巻餘に上れりと云ふ

氏か此十六年間に於て足跡の達したるまどは實に夥しくして現に全世界を周行せられたるまど六回の多きに及び米國及び歐洲大陸を跋涉したるまどは其幾回なるを知らざる程にして之を英里數十四町一里を以て之を算すれば大約十五万余里に達せり而して其旅行の主意は監獄事業にあらざるまどなしと云へり譯者曰く世の監獄事業に従ふもの古往今來其幾千万人なるを知らず此間豈に明鑑達識の士ワインス氏の如きものなからめや又熱心勉勵の人ワインス氏の如きなからめや然れども其明識あれば其熱心なく其熱心あれば其明識なく其能く之を兼ねたるもの只氏を推すのみ是實に監獄改良の事業を擧げて氏一人に歸せし

めたる所以なりとす吁大功ある氏の如きは宜しく獄事改良の神として之を澤記す可きなり

○

譯者曰左の一篇は西曆一千八百八十年出版の米人華尹鬚氏の著書なる「萬國監獄及び救兒院事情」中より抄譯したるものにして以て歐米人か我國の監獄に付て如何なる觀念を有するやを視るの材料の一端ともならんと思考するに付き會員諸君の一覽を煩す

○日本獄事景況第一回

正員 神谷四郎 譯 東京

第一章 緒 言

余は既に支那國にては監獄事業の改良進歩に關し一般人民のみならず政府も亦全く運動無きとを説きたり然るに眼を轉して此支那國と只一葦の海水を以て隔りたる日本國の有様を見るに凡そ文明國か必ず有する處の社交上の一利益及監獄に付ての諸事業は悉く生活に運動し且つ進歩せり日本國は既に監獄の組織及管理の方法に付て絶へず善良なる事智巧なる事有効なる事及び學理を適用す

る事の度を進めつゝある諸國中にて高足の部に其位を占めたり余か世界各國より受取りたる監獄事業の報告書は數多なれ共日本帝國より送附せられたるもの如く記事の詳密なるは余の未だ曾て見ざる所なり而して此報告書は内務卿大久保利通司法卿大木喬任兩閣下の協力に依りて成れる三通の書簡なり即ち其一千八百七十六年九月に各國政府へ向けて發したる回章中に載せたる疑問の件々に答へたるもの其三は上古より今日に至る迄の日本國監獄に關する歴史上の肝要なる事實を詳細に説明したるものなり此第三の書簡は長篇にして殆んど一小部の書籍を成せり故に其全部は勿論一部分と雖今此書中に掲出して讀者に示すと能はす而して此三書簡とも原と日本の國語にて書送せられたるか華盛頓府の日本公使館は我が國語に翻譯するの勞を取られたり

第二章 歴史上の概説

日本にて初めて監獄に關する法則を設け且つ囚獄司と名づくる一官署を置きて監獄管理の事業を執らしめしは文武天皇の大寶元年神武紀元一千三百六十一年

にして今を距ると一千有余年の昔なり爾來日本社會の變遷するに隨ひ獄事の法則も絶へず種々の變化を経て明治元年に至り、今上皇帝陛下政權を回復し玉ふや非常の注意と熱心とを以て監獄法の改良を謀られたり是れ蓋し監獄の良否は人民各自の自由の輕重に關し又其内に監禁せられたる者の健康及び生命に關する大なるを以て也故に明治二年十二月勅令を以て刑部省中に囚獄司を設置して監獄に關せる都ての事務を執らしめたり尋て明治四年刑部省を廢し司法省と置くに方り監獄の事業は司法省の掌る所となりたり而して日本に於て監獄規律及び囚徒待遇方法の大に改良せられたるは實に此司法省の管理中に在りとす明治七年十一月以來全國諸監獄は都て内務省の管理に歸したり茲に近來日本監獄法の大に改良せられたる一証として見るべきとは囚徒死亡數の著るしく減したるとなり則ち東京石川島監獄の統計表に據れば同監獄に於ける明治三年迄の囚徒死亡の毎年平均數は囚徒百人に付き二十人以上の割合なりしに明治四年以來は囚徒百人に付き二人半以下の割合に減少したりと云ふ日本國が監獄の改良に熱心從事すると斯の如しと雖、着手以來日猶淺きを以て其

監獄は未だ完全無欠の觀を呈するに至らず然れ共政府が現時考案中なる改良法を以て先づ之を東京府下の諸監獄に施行し漸次全國の諸府縣に散在せる一百六十以上の諸監獄に及ぼすに至らば日本全國の諸監獄が猶一層の改良進歩をなすや疑ひ無し

第三章 監獄法

日本にて試験中なる囚徒監禁法は夜間に限り一囚を一房に監禁するの法なり然れども此新法は未だ充分なる結果を得るに至らざるを以て出版條例に違反したる者を監禁するときは除くの外は多數の囚徒皆共同の一房に起臥せり而して東京の已決監は一号より十八号迄の番号を附したる十八房を有し其各房中には殆んど百五十人宛の囚徒を監禁したり之に反して未決監は各囚徒其房を異にせり日本にては獄舎の種類を分つて二とす其一は既に罪名の宣告を受けたる者即已決囚を入るゝ獄已決監其二は未だ審問中の者即未決囚を入るゝ獄未決監なり而して東京の已決監を監獄と稱し未決監を監倉と云ふ監獄則ち已決監に四種の別あり則ち拘留監懲治監、女囚を入るゝ監及び病囚を入るゝ監なり又監倉には三種

の別あり則ち病囚を入るゝもの、女囚を入るゝもの及び男囚を入るゝものなり、懲治監は輕罪を犯したる幼年囚を感化教育して刑期満つるの後正直なる生活を營むの手段を得せしむるを以て目的とする所なり
明治五年以來東京監獄の已決囚徒毎年平均數は二千八百人にして未決囚は四千人なり

寄書

説の當否は編者
其の責に任せす

○放免囚の再犯豫防

正員 松田敏島根

放免囚再犯豫防の件は實に一大問題にして其方法を講ずる者亦多し近年已に放免囚保護會社、感化院等數所に設置あるを聞く是れ再犯豫防方法中の佳策にして將來其効果あらん事を觀るよりも明かにして誰かまた之を疑はんや然りと雖も放免囚保護會社、感化院を各府縣下に遍く設立せんとするは蓋し經濟の點に於て未だ期し易からざるなり然り而して犯罪者にして恒産ある者は千百人中の數人に過ぎず然れ亦貧如洗者と云ふへし其出監の時の給與工錢と雖も地方により

ては多額の工錢を得るの業に乏しき爲め其起業の資本となし得へき額を有する者は寥々晨星の如く且己に世上の信用を失したる者なれば郷里に歸るも隣保之れと伍をなすを愧ち度外視するは實に止むを得ざるの情態なり又一藝に習熟したるも誰れか遂かに信を置くものあらんや資を借り業を起すの手段と得ざるは勿論其儲役を求むるも亦得易からざるなり故に偶々熟したる藝も所謂屠龍枝と一般何の効用か之れあらん入ては家春の飢凍叫ふあり出ては郷人の伍をなさずして只指笑するに遇ふ於是多少の歲月を糜し以て僅に得たる處の改良則ち教誨を聴聞して陶冶したる善良心と工藝に刻苦馴致したる勉強心とは快々として樂まざる活路に困難するとの爲め漸次に腐敗滅盡し竟に夫の自暴自棄の舊面目に復し再三再四繫獄の身となるに至る眞に憫むべき状態にあらずや是の故に放免の際其技藝に習熟したる者には之を詳記したる證明書を付與する事とせば或は以て幾分か資金を借り得るの裨補となり本人就業の緒に就くの利便を得るに庶幾からんか予は未だ各監獄に此事の施行あるを聞かず依て今此證明書を與ふるの可否と此事を行なはる監獄の有無とを會員諸君に問ふ

○囚徒經跡比較表

正員 津村智龍 和歌山

夫れ教誨なるものは専ら無形的の精神を支配し能く囚徒をして悔悟の効驗を奏せしむるにあらざれば實効期すへからず設ひ五三の囚徒著しく改悛の色を顯すと雖も之を以て監獄の全面に及し何ぞ批評を下すことを得んや故に試に全監囚徒の經跡を調査し此比較的に依て以て之を徵せんと欲す固より囚徒の増減は其原因を究むれば時運の豐凶等種々の分子ありと雖も教誨の關係最も掛からずと信するなり今左表を製して其一斑を徴すと云

和歌山監獄囚徒經跡比較表

明治二十年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計	平均
囚徒總數	一〇九	一一五	一二七	一二八	一二五	一二六	一二四	一二六	一二八	一二四	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
初犯入監男女	一八六	一八四	一二五	一九六	一二六	一二二	一九六	一四八	一七六	一二二	一八六	五九	二二八	一〇二
再犯以上男女	三九	四二	六三	七一	七四	六一	六七	三三	四七	四四	三六	三四	六一	五一
放免囚男女	一五五	一三六	一六三	一五四	一九八	一八五	一七四	一三七	一四七	一七二	一五〇	一五六	二八三	一五六

受賞囚女	犯則囚女	假出獄	數誨度數	明治廿一年	囚徒總數	初犯入監女	再犯以上女	放免囚女	受賞囚女	犯則囚女	假出獄	數誨度數	二十年度	廿一年度
四	一	九	三	一	一〇七	一六九	三六	一五	一	一	一	三	受賞者囚徒六百五十九人に付一人	受賞者囚徒六百五十九人に付一人
一八	二	二	三	二	一〇七	一六九	三六	一五	一	一	一	三	受賞者囚徒六百五十九人に付一人	受賞者囚徒六百五十九人に付一人
一六	二	二	三	二	一〇七	一六九	三六	一五	一	一	一	三	受賞者囚徒六百五十九人に付一人	受賞者囚徒六百五十九人に付一人
一四	九	一	七	四	九八八	一六六	四四	一三	一	一	一	七	受賞者囚徒六百五十九人に付一人	受賞者囚徒六百五十九人に付一人
一八	一五	一	五	五	九八八	一六六	四四	一三	一	一	一	七	受賞者囚徒六百五十九人に付一人	受賞者囚徒六百五十九人に付一人
五八	一二	一	五	六	一〇〇八	一六七	四四	一三	一	一	一	七	受賞者囚徒六百五十九人に付一人	受賞者囚徒六百五十九人に付一人
三八	一五	一	五	七	九八一	一六三	四四	一三	一	一	一	七	受賞者囚徒六百五十九人に付一人	受賞者囚徒六百五十九人に付一人
二八	一二	一	五	八	九五六	一五九	五一	一〇	一	一	一	七	受賞者囚徒六百五十九人に付一人	受賞者囚徒六百五十九人に付一人
三〇	一二	一	五	九	九四五	一五三	五一	一〇	一	一	一	七	受賞者囚徒六百五十九人に付一人	受賞者囚徒六百五十九人に付一人
二七	一五	一	五	十	八九八	一六六	四四	一三	一	一	一	七	受賞者囚徒六百五十九人に付一人	受賞者囚徒六百五十九人に付一人
一六	一二	一	五	十一	八九五	一四〇	五一	一〇	一	一	一	七	受賞者囚徒六百五十九人に付一人	受賞者囚徒六百五十九人に付一人
一三	一二	一	五	十二	八四一	一七六	四六	一三	一	一	一	七	受賞者囚徒六百五十九人に付一人	受賞者囚徒六百五十九人に付一人
一四	一二	一	五	合計	二、五三三	二、八八一	一、四一四	一、四一四	一、四一四	一、四一四	一、四一四	一、四一四	平均	平均
一七	一四	一	五	平均	九六二	一、七三三	四二	一、二五九	一、二五九	一、二五九	一、二五九	一、二五九	平均	平均

通信

○在監人の獎勵

凡そ人を教導するものは道徳なり、學術なり、其他百般の技藝悉く深淺精粗を別ち其等差階級を設け之れが獎勵を爲さるはなし先ず粗惡淺近より漸を以て深遠精美に達するの階級を授けされは進路困難より人情多くは氣沮み志屈し易し況や法律に違背し徳道を顧みざる自暴自棄の囚徒に向て之れに反對する處の謹慎悔悟を促し惡心を除去し良心を存養せしむるに於てや必らず秩然たる等級の之れが獎勵なくんはある可からず方今の監獄則既に賞罰の大綱あり謹慎悔悟の者は賞表を付與す而して賞表を與んとせば必らず他囚の標準鑑たる可き者を撰ふか故に常に賞表を有するものは僅々十中の一囚に過ぎず餘の九囚は賞表を受る者を美まざるに非ず均しく希望すど雖も諺に云ふ清水の舞臺へは一步に登る可らずと云ふ如き進路の困難より却て舊の自暴自棄に退歩する者又少しとせす既に一百日乃至二百日間謹慎して偶一日の犯則あるあり或は七十日又は三十

(二九五)

大日本監獄協會誌拾貳號

日間の謹慎あり且つ賞表を受けると獄罰を受くるとの中間にあるもの亦最も多きに居る善惡の染淺斯く千差萬種なるに典獄之れに應ぜず唯賞表と獄罰との二途に依頼し他に獎勵する處のものなきときは囚徒を自暴自棄に放任するものと謂はざるを得ず幸ひ監獄則改正の風評を聞くよと久し假令全國に分房監獄を建設し第一期は分房にて懲禁を主とし第二期は晝間同役夜間分房にて感化を主とし第三期は晝夜雜居にて改悛如何を試験する如き階級に至らざるも明政府は必ず相當の階級法を設置あらんと確信し竟望爰に久し

緒て予は客年七月以來白表(白木綿にて、縦横各一寸)黄表(黄木綿にて、縦一寸横五分)を製し當時已決囚四百三十三名(都城延岡兩監獄の已決囚を除く)の中管て賞表を有する三拾四名と女囚二拾五名とを除き行狀稍々謹慎の者百六十名に白表各壹個入監後一百日未滿の者九十八名に黄表各一個を附與し何れも常に左襟に縫着せしめたり而して無表の者百拾六名は所謂日夜逃走を希圖するの徒なり爾來此の徒には教誨師も特別に力を盡すに由り漸次無表者の減削するも左表の如し蓋し法は一利あれば一害之れに従ふは固より免れざる處なれとも前文黄白表及無表等の區別は以前東京府囚獄にて刑

期五年以上再犯者の右袖を終身は四線十年は三線七年は二線五年は一線の淺綠色となし又は明治五年の監獄則に脱監逃走の者は其偏袖再犯の者は其兩袖を淺綠色となすの類と違ひ惡者及動力を生し愈々強硬なるの憂なく當今にては一個の白表をも得されは一囚たるの面目を失するか如き有様なれば犯則者の漸次減少する等効驗ありて弊害は未だ發見せざるなり依て無稽の拙法なれども記して以て會員諸君の參考に供す

但以下二表は都城延岡兩監獄の已決囚を除く

○二十二年二月十四日調

賞表	七十一人	白表	百九十八人
黄表	百四十七人	無表	行狀稍々謹慎の者
女囚	二十九人		逃走を希圖する者
			十人
合計	四百六十五人		

女 四 二十九人 (内三名は賞表を有す)

黄表 百四十七人 一百日未滿の者

百九十八人 行狀稍々謹慎の者 逃走を希圖する者 十人

合計四百六十五人

大日本監獄協會誌拾貳號

(三九五)

○ 獄則違犯者

二十一年

二十二年

五

二月十四日迄に一名犯則者あり

平均一月に十八人三分三

平均一月に八人六分六

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
一	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
三	六	三	四	九	六	八	八	六	八	一	二

右 正員

篠川直報す宮崎

○ 埼玉縣獄事研究會創設趣旨

監獄改良の議論は方今社會に勃興し所在其衝に當る者皆銳意注目して改良と整頓とに怠らざるものゝ如しされは此奎選旺昌の今日に際し吾か全國獄事の改良整頓を促さんと欲せば須からく監獄の順序に従ひ中央政府の直轄なれば其整頓改良整頓を俱に期せざるへからす而して集治監は中央政府の直轄なれば其整頓改良上に於て自ら特別の便益を有する所なれとも府縣監獄に至りては然らず一方に孤立して其便益を得る事乏き故に隨て改良進歩の實績亦自ら遅々たるを免れざるなり因て本會を創設し司獄官及び獄事に關係ある人士又は篤志者を以て之を組織し或は講議會を開きて學理を研磨し或は質議會を設けて會員自脩上の懸議を提し又實際の事業若くは獄制上必要の事項は各自之を攻究し以て會員獄事上に於ける有用の智識を養成し直に施て之を治獄の實際に適用せんとす庶幾くは此の舉賛成を得若し成果を見るの日に至りては特り本縣の獄事に裨益を與ふる面己ならざるへし

埼玉縣獄事研究會規則

第一條 本會は埼玉縣獄事研究會と稱し浦和監獄内に設置す

第二條 本會は監獄事業の實際及び理論を研究するを目的とす

第三條 本會の目的を達せん爲め毎月講義、質議、攻究會を舉行するものとす

第四條 本會は左の會員を以て組織す

一 推薦員 六名 一 客員 五名 一 正員 無定

第五條 推薦員は本會の特に推薦する方なりとす

客員は監獄事業又は監獄に關係ある方なりとす

正員は司獄官に限るものとす

第六條 本會に左の役員を置く

一 會長 一名 一 副會長 一名 一 事務員 三名 一 書記 二名

第七條 講義は専門の學士を聘し質議は會員自格上の疑議を提し攻究は治獄上實際に關する得失の討議を爲すものとす

第八條 講義、質議、攻究の時日は其都度會長より通知するものとす

第九條 入會せんと欲するものは副會長の紹介を経て會長の承諾を得るものとす

第十條 退會せんと欲するものは副會長を経て會長に届出つへし

第十一條 正員は會費として毎月金五錢を納むるものとす

右 正員 中村孫兵衛報す 埼玉

○ 佛國監獄協會職員改撰

佛國監獄協會は千八百八十八年十二月第三水曜日の常集會に於て千八百八十九年(明治二年)間の職員を撰定したり今其報告を得たれば左に譯出して會員諸君に報す

(會長代議士リボー氏(名譽會長)元老院議員、監獄上等議會前副會長ベランセ氏、大審院一等名譽院長メルシエ氏、巴里上等裁判附屬代言組合長ペイトロー氏、副會長セリヌ州裁判長チーペーパン氏、巴里上等裁判附屬代言組合長マルチヌ氏、元老院議員官博士テーチヒール、セル氏、大審院評定官前上等監獄議會委員ブチー氏、評議員巴里監獄敎誨師、牧師アルブー氏、前裁判官ブーレル氏、巴里上等裁判附

屬代言師、前上等監獄議會委員ブールナ氏、巴里上等裁判附屬代言師ド、コルニ氏、上等監獄議會書記ヘルシナン、ドレイヒウ氏、巴里上等裁判附屬代言師セ、シッボワ氏、法律専門學校名譽教師ジョヘルセー氏、巴里上等裁判附屬代言師ジョレ、デスシロシニール氏、大審院前附屬代言長ラコワンタ氏、前代議士レヘービール氏、大藏省會計局長バゼー氏、大審院附屬代言師バツセー氏、巴里上等裁判附屬代言師前裁判官リビエール氏、セー州裁判副長ウニニ氏、巴里上等裁判附屬代言師グリン氏、前裁判官グヴィアル氏、カンレナナル工場監督ヅビリヨン氏、大審院評定官上等監獄議會委員グボワザン氏、司法省課長イベルチー氏、巴里教會會長ザドク、カン氏、書記長巴里上等裁判附屬代言師上等監獄議會委員ヘルナン、デボルト氏、書記巴里上等裁判附屬代言師バイリエール氏、同クレラン氏、同ル、クルベ氏、巴里上等裁判附屬代言師クリボン氏、會計セー州廳前會計課長ブリウエール氏、理事カノンシウ氏、

右 正員 佐野尙報す東京

○ 山形縣外六縣監獄參觀畧記

明治二十一年八月七日午前七時當地發第二列車に乘し大河原に至り同所より村田、川崎、笹谷等の各驛を経て山形縣南村山郡大日町自宅に到着す。于時後九時五十分なりき同八日より十一日まで滞在山形監獄一班は左に列記す。

同監獄には毎日例尅より出頭永尾副典獄に就き現今事務處理の概況を質議した。り又已決監未決監等を逐次に參觀するを得たり。此兩監は舊時小官の處理せし當時と依然異なるものとなく別に記する處なし。夫より炊室及各工場を縦覽するに是等の建造物は総て昔時と變更なしたる者あるを見ず。内工業に至りては現今機杆の業を以て第一とし其他は靴製造及木工、指物等の類にして此第二工場には役囚僅々五七人に過ぎず。内工業は直接なるや又は間接にして請負商ありやと問に永尾副典獄は答て機杆及製靴の工業は請負業とせりと夫より煉瓦工を一覽するに昔日より其製大に進歩して堅牢の品質と見受たり。外圍の煉瓦塀は三方餘を繞らし僅に三四十間を餘すのみ。該塀の檢束上に功用を與ふるや夥多の事物を要せずして囚徒越獄脫監の念を絶つ否之を發芽するの憂なしと願ふに一時多額の經費を要すと雖も統計上よりは是を視るときは經濟的は論を要せず社會も爲に利する

處小少にあらざるへし
右構内の一覽終りて山形舊城跡の外役場に至る同所は農牧の二業にして農事は専ら囚徒食用に充つる蔬菜等を培養し之に役する囚徒は已決囚三分の一内外にあり牧畜は養豚養殖一方にして現時其頭數百を以て數ふ現今該監の已決囚を使役するの目的は内役と此外役場とにあるものゝ如し
永尾副典獄就任以來提撕會と稱する一會を組織し専ら看守押丁を養成す其他規則も多分訂正等を加へ又新に設けたるものありと雖ども別段本縣に於て利する處なしと思考せしに付茲に客し提撕會規則のみ左に

提撕會規則

第一條 本會は監獄學及監獄に關する法律規則を講究するを以て目的とす 第二條 本會を名けて提撕會と云ふ 第三條 會員は職を監獄に奉するものを以て之に充つ 第四條 會員を甲乙の二部に別て第六條の日に開會するものとす 但し他部の會場に臨むとを得るも會員の席に列するを得ず 第五條 會員の席次は抽籤を以て之を定む 第六條 開會定日は一六二七の日にして其時間は

會頭より通達すへし 第七條 本會に左の役員を置く 會頭 教員 幹事 第八條 會頭は典獄を以て之に充て本會の事務を掌理す 第九條 教員は教授に關する一切の事務を掌る 第十條 幹事は本會の職務を掌る 第十一條 教員幹事は會頭特に之を撰任す 第十二條 本會の試験は五月十月の二期とし左の科目に依り之を施行す 一級 治罪法講義 二級 刑法講義 三級 監獄管理法規 四級 監獄訓導 第十條 試驗法は別に會頭より通達すへし 第十四條 及第せしものには卒業證書を授與し優等の者には相當の賞與と與ふる者とす 第十五條 會員欠席する時は其事由を會頭に届出へし 第十六條 遲參の會員は會頭の許可を得て席に著くへし

提撕會試驗法

第一條 提撕會規則第十三條に依り會員を試験するは總て此法を用ふ 第二條 試験は左の役員を以て施行せしむ 教員 幹事 第三條 試験の科目は規則に依り得點方法は左の例に依るへし 一級 全點 四百點 二級 全點 三百點 三級 全點 二百點 四級 全點 一百點 第四條 始めて試験する者には

(二〇六)

大日本監獄協會誌第拾貳號

學力に應じ數級を併せて試験し第二回よりは前級を復習の後現級を試験するものとす但し一時に二級以上の試験を乞ふ者には併せて試験するものとあるへし

第五條 一科得點十分の五全科得點十分の六以上を級第とし十分の四以上を現級に置き十分の四以下は降級せしむ

第六條 試験は總て筆問筆答とす

第七條 總て一級一失毎に五點以上二十點以下を減するものとす

教誨は眞宗の僧侶一名及儒者一名擔當せり僧侶は無給にして儒者は六圓の月俸を給すと云ふ又儒者は日曜日に開講し幼年囚及懲者等は毎日罷役時を一時間早めにし而して儒者擔當して教育を授く但學科等の如きは普通小學の科程を斟酌して學はしむと云ふ

放免すへき囚徒はに其當朝特に教誨を與へ而して社會に出し若し再犯累刑に罹る等の事なき爲め其放免者は監獄に對し復歸せざるの誓約をなさしむと云ふ其誓約書の事は左に

契約違犯者取扱内規

第一條 本則は已決四滿期放免の際再び罪を犯さる旨を典獄又は典獄代理書

大日本監獄協會誌第拾貳號

(三〇六)

記に契約せしもの又罪を犯し處刑せられ契約に違犯せしものを取扱ふ者とす

第二條 契約違犯者は罪質に依り監房を別異し刑名刑期罪質數を其監房前に揭示すへし

第三條 契約違犯者は可成力役に服せしめ其服役中他の囚徒と區分するを要す

第四條 契約違犯者の氏名を工業場又は囚徒の見易き場所に揭示すへし

第五條 契約違犯者には傳告者誘工者等の役務を命ぜさるへし

第六條 契約違犯者は獄衣番號襟札の上端に黒圈を付着し其契約違犯たるを知らしむへし

第七條 契約違犯者に貸與する獄衣は總て淋濯補綴したるものを用ゑへし但し雜具は總て古き物品を貸與すへし

第八條 契約違犯者の食物は他の囚徒の後に配分すへし

第九條 契約違犯者は食堂の一隅に其位置を設け他の囚徒と區別すへし

第十條 契約違犯者は他の囚徒の後に入浴せしむへし

第十一條 契約違犯者は日曜教誨の節は前席に讀書習字等教授の際は其級の末席に着席せしむへし

第十二條 契約違犯者にして改悛の情著はれ六ヶ月以上を經過したるものは幾分の取扱を他の囚徒と同ふするを得

第十三條 契約違犯者にして改悛の情著はれ一年以上を經過したる者は一般の取扱を他の囚

徒と同一するを得 第十四條 本則施行以前の者と雖とも契約に違犯したるものにして獄則を犯し役業を怠たるものあるときは本則に照して處分するものとあるへし

契約規則

第一條 已決四滿期放免の者あるときは別紙第一號書式の簿冊に記載ある契約を讀期せ懇々に説諭して署名捺印せしめ然る後放免すへし 第二條 已決四滿期放免の者あるときは別紙第二號書式に依り各監獄へ通知すへし但放免の日より十日間を経過するを得す 第三條 已決四滿期放免の者ある時は別紙第三號書式の簿冊に記載し其氏名は伊呂波別を以て之を區分すへし 第四條 契約違犯者ある時は別紙第四號書式の簿冊に記載すへし其方法は第三條に同じ 第五條 契約違犯 取扱内規第十二條第十三條に依り其取扱を他の囚徒と同一せんとするときは其狀況を詳悉し典獄に具狀して其許可を受くへし 第六條 契約違犯者取扱内規第六條に依り獄衣番號襟札の上端に黒圈を付するは別紙第五號の雛形に依るへし 別紙

○誓約之事

私共儀

犯罪の應有之御處刑を受け入監以來は厚き御保護を以て刑期滿限後一家の生活可爲相立との御旨趣にて日々工業を御授け被下又改過遷善の道を懇々に御教誨に預り深く徹心肝腹有奉存候處唯今御申渡の通り本日は刑期滿限御放免に相成候得共是迄親族故舊に不容易心配相掛け候無形の罪過は未だ消滅不仕儀と奉存候に付自今一層注意社會の厄介不相成は勿論自己の産業を勉勵致し一家生計の道を相立是迄の有形無形の罪過を併せて報償可仕心得に御座候條兼々厚き御教誨の趣決て違背仕間敷依て後日の爲め誓約捺印差上候處如件

原籍住所族籍

何之誰

以下何人にてても列記せしむ

明治年月日

○滿期放免者通知書

何府縣何區何町何番地族籍

何

生年何年何月何日生

一 刑名刑期罪質犯數

(六〇六)

一 契約違犯者は其年月度数
 右は満期に付本日(又は)放免候に付及御通知候満期放免者人名簿へ御登録相成
 度候也

明治年月日

何監獄又は何々四
徒遣所

何監獄宛

○満期放免者人名簿

満期放免者人名簿

何監獄又は何々派遣所

刑名	刑期	罪質	犯數	放免ノ 年月日	契約違犯ノ有 無及年月度数	原籍住所族籍	氏名

大日本監獄協會誌第拾貳號

(七〇六)

○契約違犯者人名簿

何監獄又は何々囚徒派遣所

契約違犯者人名簿

違犯年月日 數	執行年月日	刑名	刑期	罪質	犯數	原籍住所族籍	氏名

右 正員 東 彦報す島福

本會記事

●總會及び發會 來る四月二十九日東京橋區木挽町厚生館に於て總會を催し其の翌三十日發會
 式と舉行す

本會記事 總會及發會

(五一)

(四〇六)

●獄事協議會 本會は来る五月一日より一週間の見込を以て司獄官中有志者獄事協議會を東京に開く等なり

●會費 會費御送付の節は何月分なること御氏名とを詳記せられ度往々否らざる向も有之に付き茲に廣告致候事

●本號は三月中に發行すへきの處今四月に遅延したり會員諸君幸に之れを諒せられたし

●當時茨城縣下に寄留せらるゝ正員齋藤岩三郎氏より先頃調査局長に左の書翰を送られたり

齋藤拜讀するに禮意懇懇姓名登録の點に就て御通牒を煩はし慚愧叩謝に堪へず隙れば迂生儀は固より慇懃の徒にして足下とは階級の差、月竈雪壤も當ならず而して余は曩に法網に觸れ竟に

(舊法懲役
七年受刑)

岡山の客となり 岡山監獄に於て懲禁せらる中途に至て翻然悔ひ釋然悟り感化改後の

域に獲む是を以て其の所爲を賞賛せられ恩遇を蒙むること掛少ならず

(當今小生が寓する處の主人岡
部氏も六年前岡山監獄に奉職
せらる其の時小
生は知られたり)

故に該監獄は余をして改過遷善の緒に就かしめ昭代の良民たるを得せしめたるものにして其の恩海山も當ならざるなり依て之に報謝すへきの義務を負ふ抑も小生の獄に在る痛

く監獄改良の意あり爲めに焦思を(明治十六年八月内務書記官小原君談地
監獄巡視の際封書を呈し數條を陳ふ) 其後(本年六月一日
解き放たる) 満期に追

ては社會の同志に謀り以て改良事業を奨励せんことを謀る依て岡部君は余を知るの人のみなら

大日本監獄協會誌第貳拾號

(四〇六)

す獄事熱心家たるは余か信する可なるを以て遠く訪て滿腔の意を陳す幸に容れらる是に於て萬するを獲たり而して足下の勇邁高蹈風に監獄改進の事に付て開會の舉ありと聞く(高倉後免の新説を讀て尙其詳な
知りた) 其組織の完全なる方々の全備する願くへし余未だ暗暖に接するを得ずと雖ども其の開會の主意及到所の講演等を讀て尙に足下の高識に服す尋て予か宿志を暢達するの好機會を得たり則ち卑懷を錄述して以て主人に示す岡部君の説に曰く「此の投書は全体の監獄に關する者にし

て單に岡山監獄に對する説にあらされは差岡へなき者に似たれども尙し該獄吏の親る所に由りて某は出監日猶淺し而して出るや否や該獄の事蹟を掲載したるものと誤認せられては酷た慚愧の至りならずや」と予敢て畏憚せずと雖ども省慮を加へたり何とならば前錄述の如き(最初該獄に
きたる者且つ改後歸善の道
を勸誘せられたる風あり) 理由あるあり依て德義上の罪人たるを怖れ(主人の所説
を可し) 終に匿名の姿にて

高會に略呈せし所以なり然れとも余輩の寄稿若し世に公にして利益のあるありとせば豈に奚そ二三監獄に誤認せらるゝを畏怖せんや(予の入獄せしは大坂府・兵庫縣・岡山縣なり已に麻痺に被する事由し單に
二三牢獄の現象のみならず東國各縣の地に居て各監獄の實狀を問ふ
に皆均) 乃ち全体に關し汎く論及し以て改進を冀望するものなれば毅然之を掲載して以て送る餘

は此に費せず足下の決斷に任すへし予は足下の美舉に左袒し欽慕踴躍止むなし足下も亦た幸に諒察を垂れ予を以て泥中の醜草と看做すなくんば偏に愛香を玉へ予は所謂満期出獄して援應交

際の友人乏しく頼るべきの途なしと云ふか如し然れども將來は百折して援ます千挫して屈せず
社會有益の事業に熱心踴躍せんと思定せり故に寸陰を愛惜し徒費の時間を傾み以て獄事の所見
は陸續之を贈致せんと欲す宜く裁制の上御登録あらんよとを請ふ不宜
● 寄 贈

一 明治二十年兵庫縣監獄統計表	壹冊	兵庫縣監獄課
一 明治二十年德島縣監獄統計表	壹冊	德島縣監獄課
一 明治二十年靜岡縣監獄統計表	壹冊	靜岡縣監獄課
一 明治十九年福島縣監獄統計表	壹冊	福島縣監獄課
一 鐵窓日記	壹冊	正員 木村宇佐藏
一 行政學叢書 第壹號	貳冊	行政學叢書社
一 スタチスチック雜誌 第三十四號	貳冊	スタチスチック社
一 大同新報 第壹號	貳冊	大同新聞編輯局
一 淨土教報 第一號より第六號まで	六部	教報社

● 會 告

一 會計に關する往復文書は 東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛
一 會計に關せざる往復文書は 東京牛込區北町三十番地主幹宇川盛三郎宛
右正員各位に廣告致し候事

明治二十一年十二月廿三日

● 會費は自今左の名宛を以て御送附相成度此段正員各位に廣告致し候事
送金書狀宛名 東京集治監官舎石澤謹吾
郵便爲替振込先き 東京千住南組千住郵便局

大日本監獄協會役員

庶務局長	正員	石澤謹吾
調査局長	正員	宇川盛三郎
主幹(事務)	正員	宇川盛三郎
主幹(會計)	正員	關長 廣
庶務委員	正員	佐野 尙